

『ポケット版 社会保険便覧Q & A（令和7年度版）』 追補

令和7年10月

社会保険研究所

P10 健康保険の被扶養者

見出し「被扶養者（異動）届」の直前に以下の記述を追加します。

※年間収入の認定要件が「130万円未満」となっている認定対象者（被保険者の配偶者は除きます）のうち、19歳以上23歳未満の人については、その要件が令和7年10月1日から、「150万円未満」へと引き上げられています。